

派遣法第23条5項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報

(2025年3月31日現在)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
下記に当社に於ける情報提供項目を公開致します。

対象期間:2024年4月1日～2025年3月31日

①	派遣労働者の数	1	人
②	派遣先の数	1	件
③	マージン率	34.6	% ((④-⑤)÷④ 小数点1位未満四捨五入)
④	労働者派遣に関する料金額の平均額	37,084	円 (1日8時間あたり換算)
⑤	派遣労働者の賃金の平均額	24,269	円 (1日8時間あたり換算)
⑥	教育訓練に関する事項	・新規採用教育 ・マナー ・ISMS教育 ・プログラミング	
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 ・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) ・福利厚生費(有給休暇、健康診断等) ・教育研修費(資格所得奨励費用) ・会社運営費 ・営業利益	
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結しているか否か 締結済み 労使協定対象労働者の範囲 当社社員全員 労使協定の有効期間 2024年4月1日～2025年3月31日	